

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsihuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

(一) 国家知識産権局が関連業務用印章及び表形式を変更

1. はじめに

2019年2月14日、国家知識産権局は、業務用章及び関連表形式書式の変更に関する公告(第295号)を発表した(URL: <http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1135993.htm>)。該公告は、国家知識産権局の組織改革に伴い、関連書類の書式等を変更するものであり、2019年4月1日から適用される。以下、その公告の訳文を紹介する。

2. 業務用章及び関連表形式書式の変更に関する公告

知的財産審査業務の安定した秩序ある運用を確保するため、関係する事項について以下のとおり公告する。

一、組織調整後、専利、商標審査業務は、国家知識産権局の名義で行い、元専利復審委員会、元国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会、商標審査協力センター組織名称を今後使用しない。

元専利復審委員会、元国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会、商標審査協力センターに関する業務処理の流れは変わらない。なお処理が終わっていない事項は、継続してその職権を行使する新組織が処理し、既に発行した通知書/書式、出された行政決定、締結した各種の協議は継続して効力を有する。

二、組織調整後、元専利復審委員会、元国家工商行政管理総局商標局、商標評審委員会、商標審査協力センターの業務印章の使用を停止し、統一して新しい業務印章を用いる。新業務印章は「国家知識産権局」に具体的な業務タイプを加えたものとする。

三、組織調整後、専利、商標審査業務に関する、請求タイプの表形式/書式及び発行タイプの通知書/書式において、元専利局、元商標局、元専利復審委員会、元商

標審査委員会及び元商標審査協力センターに替えて、統一して国家知識産権局を使用する。

2019年3月1日から、出願人は、以下のサイトにアクセスして補正後の請求タイプの表形式/書式を使用できる。

専利業務の請求タイプの表形式ダウンロード：

<http://www.cnipa.gov.cn/bgxz/index.htm>

商標業務の請求タイプの書式ダウンロード：

<http://sbj.saic.gov.cn/sbsq/sqss/>

四、新業務用章及び請求タイプの表形式/書式は、2019年4月1日から用いられ、同時に旧業務用章及び旧請求タイプの表形式/書式は使用を停止する。

五、組織調整後、専利復審、無効案件審理を担当する新組織のオフィス住所は変わらず、住所：北京市海淀区北四環西路9号銀谷大厦10~12階 国家知識産権局専利局復審及び無効審理部である。

商標登録審査を担当する新組織のオフィス住所は変わらず、住所：北京市西城区茶馬南街1号 国家知識産権局商標局である。

商標紛争事案を担当する新組織のオフィス住所は変わらず、住所：北京市西城区茶馬南街1号 国家知識産権局商標局である。

なお、公告の添付文書として、廃止、新設される業務用章のリスト、新しく用いられる請求タイプの表形式書式のリストが公開されている。

3. おわりに

印章、書式の変更は国家知識産権局の組織変更によるものであり、公開された内容によると、業務の流れは変わらないが、元専利復審委員会は、国家知識産権局専利局復審及び無効審理部と名称を改められた。行政的には、専利局の各審査部と同じようなレベルとなり、拒絶査定不服審判及び無効審判請求を受理・審査する部署としての結論の權威性については、今後興味深く注目し続けたいところである。

二、申長雨国家知識産権局長が局内座談会で重点業務に言及

1. はじめに

2月12日、申長雨知識産権局長は、知識産権局内で座談会を主催し、部門関係者に講話を行った。以下、その話において触れられた、知識産権局における重点業務を紹介する。

2. 知識産権局の重点業務

申局長は、知的財産強国の構築における新局面を切り開く努力をしなければならないと述べたうえで、いくつかの重点業務の説明を行った。その説明の中で、ポイントと思われる箇所を以下箇条書きで紹介する。

- 知的財産強国戦略綱要の編集業務に真剣に取り組む。
- 商標、専利の審査期間を圧縮するという年度目標を達成する。
- 非正常出願を厳しく取り締まる。
- 知的財産の保護能力を拡大し、専利法改正に協力する。
- 知的財産保護体系の確立を加速し、完全な商標権、専利権の無効、侵害判断基準を策定する。
- 地理表示統一認定制度の確立を推進する。
- 知的財産の基礎情報及びリソースプラットフォームの統合、整合を行い、国家知識産権局ビッグデータセンター及び情報公共サービスプラットフォームプロジェクトの立上げ、構築を加速する。

また、申局長は本講話において、重点業務について監査監督を強化し、年初の計画について年の途中に検査を行い、年末に検証することを続け、業務の進捗や効果を監督するとした。

上記、審査機関の圧縮については、申局長が2019年全国知識産権局局長会議での報告（関連 URL：

<http://www.sipo.gov.cn/pub/old/sipo2013/jldzz/scy/szyzyjh/1135223.htm>）において、高価値専利の審査期間を15%以上圧縮し、商標登録の平均審査期間を5か月にすると発表している。また、非正常出願とは、「専利出願行為を規範化することに関する若干規定」において「同一単位又は個人が提出した複数件の内容が、明らかに同一である専利出願」等であるとされている。

3. おわりに

本内容から、新たな組織となった国家知識産権局が2019年に重点的に取り組む業務内容が大枠ながら把握できる。知識産権局は知的財産の審査品質の向上とともに、審査期間の短縮も目標に掲げている。金杜は引き続きこれらの重点業務の動向を注視し、適時に情報発信を行っていく予定である。

以上

2019年3月29日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 渉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599 (代表)

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com

【オフィス移転のご案内】

業務開始日：2019年2月4日(月)

新住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビル21階

電話番号： 03-5218-6711(代表)

FAX番号： 03-5218-6712